

内部溢水に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

平成30年1月24日
原子力規制委員会

内部溢水に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正（案）について、意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

- 意見募集の期間 : 平成29年11月30日～平成29年12月29日
- 意見募集の方法 : 電子メール、郵送、FAX
- 意見募集の対象 : 内部溢水に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正（案）

2. お寄せいただいた御意見

- 御意見数 : 13件（5通）
- 御意見に対する考え方 : 別紙のとおり

以上

内部溢水に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正（案）についての御意見とそれに関する考え方

No.	御意見等（原文）	考え方
1	規則新旧対照条文の別表第一の改正後欄の第9条第2項において「内包」という用語を上部が開放されているプールやピット等に関して使用するの、不適當ではないかと思えます。	「内包」は、内部に保有することをいいます。実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「設置許可基準規則解釈」という。）第9条4において放射性物質を含む液体を内包する設備として、使用済燃料貯蔵プール等の上部が開放された設備はそれに該当することを明確にしていることから、原案のとおりとします。
2	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正案の第9条2の「使用済燃料貯蔵槽のスロッシング等」への変更は、「使用済燃料貯蔵槽以外のスロッシング」を新たに対象とするという趣旨ですか？ そうであるならば変更内容は「使用済燃料貯蔵槽等のスロッシング」としたほうが適当と思えます。また「機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動又は使用済燃料貯蔵槽のスロッシング」以外の事象を新たに対象とするという趣旨であるならば、その事象とは何を指しているのですか？	本件は、設置許可基準規則解釈第9条2に例示していた事象以外に、使用済燃料貯蔵槽以外の設備からのスロッシング、弁の誤作動による溢水などの事象も対象とする趣旨を反映したものです。御意見を踏まえ、今回改正する他の規則解釈を含め「使用済燃料貯蔵槽のスロッシング等」を「使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の事象」に修正します。
3	改正の概要（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正及びそれらの意見募集等について（案）－内部溢水による管理区域外への漏えいの防止－）の1.（1）、4. の記載ではスロッシングのみについての言及がなされていますが、1.（2）の3行目の「スロッシングその他の要因」のうちスロッシング以外の要因とは、何を指しているのですか？	
4	現行の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第9条3の「使用済燃料貯蔵槽においては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できること」は、今回改正で第9条4に追加した「原子炉ウェル」、「原子炉キャビティ」等にも適用されるのですか？（適用されないのであれば新たに解釈第9条3に規定すべき。）	設置許可基準規則解釈第9条4の記載は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）（以下「設置許可基準規則」という。）第9条第1項への適用を意図したのではなく、また条文の構造としても適用されるものではありません。
5	対象文書：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 意見：改正案第9条第4項の「使用済燃料貯蔵プール（BWR）」は「使用済燃料プール（BWR）」とすべき。 理由：技術基準規則解釈第12条第1項では、「使用済燃料プール」となっており、表現を合わせるべき。	御意見を踏まえ、設置許可基準規則解釈第9条4及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第12条3の「使用済燃料ピット（PWR）」を「使用済燃料貯蔵ピット（PWR）」に修正します。また、技術基準規則解釈における用語を、次表のとおり修

6	<p>対象文書：実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 意見：改正案第12条第1項が「第1項に規定する「発電用原子炉施設内における溢水の発生」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動、使用済燃料プール、使用済燃料ピットのスロッシング等により発生する溢水をいう。」となっているが、「使用済燃料プール、使用済燃料ピット」は「BWRにおいては使用済燃料プール、PWRにおいては使用済燃料ピット」とすべき。 理由：改正案第12条第3項が「使用済燃料貯蔵プール（BWR）、使用済燃料ピット（PWR）」となっているが、使用済燃料プールがBWRでの呼称、使用済燃料ピットがPWRでの呼称であることは、第3項で説明するのではなく、「使用済燃料プール」「使用済燃料ピット」の呼称が初めて出てくる第1項で説明すべき。</p>	<p>正します。</p>															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条1</td> <td>使用済燃料貯蔵プール（BWR）</td> <td>使用済燃料プール</td> </tr> <tr> <td>第12条2</td> <td rowspan="2">使用済燃料貯蔵ピット（PWR）</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>第26条15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第47条2</td> <td>使用済燃料貯蔵プール</td> <td>使用済燃料プール</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵ピット</td> <td>使用済燃料ピット</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	第12条1	使用済燃料貯蔵プール（BWR）	使用済燃料プール	第12条2	使用済燃料貯蔵ピット（PWR）	使用済燃料ピット	第26条15	第47条2	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料プール	使用済燃料貯蔵ピット	使用済燃料ピット
	改正後	改正前															
第12条1	使用済燃料貯蔵プール（BWR）	使用済燃料プール															
第12条2	使用済燃料貯蔵ピット（PWR）	使用済燃料ピット															
第26条15																	
第47条2	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料プール															
	使用済燃料貯蔵ピット	使用済燃料ピット															
7	<p>対象文書：実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 意見：改正案第12条第3項の「使用済燃料貯蔵プール（BWR）」は「使用済燃料プール（BWR）」とすべき。 理由：第1項の呼称に合わせるべき。</p>																
8	<p>【該当箇所】 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第9条第4項 【意見】 上記該当箇所において、「ポンプ・弁」等、種々の設備が揚げられているが、それらに対し規則第9条第2項で要求される想定すべき溢水及びその他の耐震性に関する事項は、第4条（地震による損傷の防止）での耐震設計上の要求と整合の図られたものとの理解で良いか。</p>	<p>現行においても、耐震設計上の重要度に応じた地震力を適切に考慮し、それに応じた設計であることを求めることとしており、この運用を変えるものではありません。</p>															
9	<p>【該当箇所】 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第12条第3項 【意見】 上記該当箇所において、「ポンプ・弁」等、種々の設備が揚げられているが、それらに対し技術基準第12条第2項で要求される想定すべき溢水及びその他の耐震性に関する事項は、第5条（地震による損傷の防止）での耐震設計上の要求と整合の図られたものとの理解で良いか。</p>																

1 0	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則の解釈 第9条第4項 ・技術基準規則の解釈 第12条第3項 <p>【意見】</p> <p>上記該当箇所において、「ポンプ、弁」と記載されていますが、同解釈第1項における機器の破損を想定しているとの理解でしょうか。</p>	<p>御指摘の「ポンプ、弁」の記載は、設置許可基準規則第9条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第12条第1項への適用を意図したのではなく、また条文の構造としても適用されるものではありません。</p>
1 1	<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正案の第9条4の「ポンプ、弁」からの通常時の規定量以下のリークについては対象外とすべきであり、またそのことを「解釈」に規定すべきです。</p>	<p>設置許可基準規則に規定している溢水は、管理された状態から逸脱したものに対する要求であり、通常時の規定量以下のリークは対象としていません。こうした考え方は自明と考えられることから、原案のとおりとします。</p>
1 2	<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正案の第9条4の「その他の設備」は、「容器、配管その他の設備」か「設備」と変更すべきと思います。「容器、配管」以外に「その他の設備」が存在するわけではなく、「容器、配管その他の」は設備に係る形容句であると思われるので。（「その他設備」という用語であれば容器、配管以外の設備を指すこととなるが）</p>	<p>御意見を踏まえ、設置許可基準規則解釈第9条4において「その他の設備」を「容器、配管その他の設備」に修正します。</p>
1 3	<p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正案の第9条4、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」の改正案の第12条3と同様に、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正案の第9条、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」の改正案の第12条、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正案の第9条においても、規制対象を例示する規定を設けるべきと思います。</p>	<p>研究開発段階発電用原子炉施設及び試験研究の用に供する原子炉施設については、個別の施設ごとにその形態が異なることから、設置許可基準規則解釈及び技術基準規則解釈を参考にしつつ審査することが適当であるため、原案のとおりとします。</p>